

議第63号

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例について

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年8月31日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

国府公民館の管理を指定管理者に行わせるため改正しようとする。

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例

高山市公民館設置条例（昭和36年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理)</p> <p>第2条の2 分館のうち次に掲げる施設は、高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 高根公民館</p> <p><u>(8) 国府公民館</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理)</p> <p>第2条の2 分館のうち次に掲げる施設は、高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 高根公民館</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の高山市公民館設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市公民館設置条例（以下「新条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 新条例の規定により指定管理者に国府公民館の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。